

逗子市ふるさと納税「電子感謝券」取扱加盟店募集要項

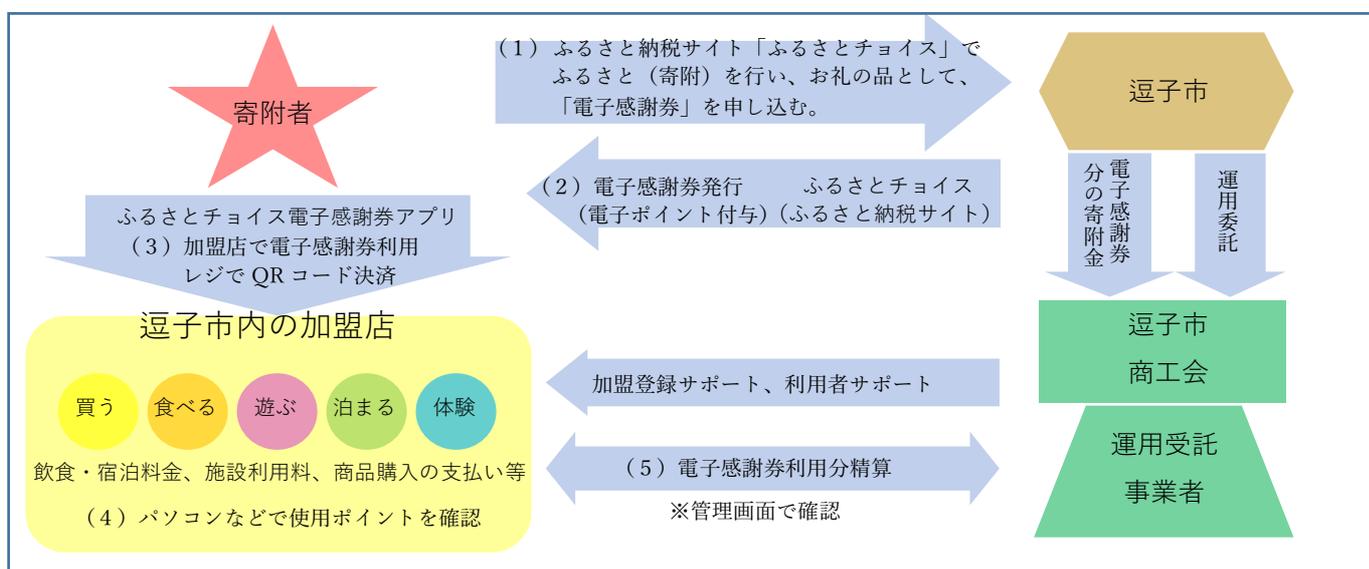
1. 目的

これまで、逗子市ではふるさと納税により寄附をしていただいた市外在住の方に、感謝の気持ちを込めて、市の特産品等の返礼品をお送りしてきました。

これに加え、2019年（令和元年）12月から新しく「電子感謝券」の取組を始めます。

「電子感謝券」は、市内の加盟店の店舗又は施設においてサービスの提供や商品の購入の際に使用できる電子ポイントです。この取り組みに参加いただける「電子感謝券」取扱加盟店を募集します。

2. 「電子感謝券」使用と業務の流れ



※ ポイント有効期間は発行日から1年間です。

※ 市内に存在する店舗又は施設における電子感謝券取扱加盟店で1ポイント1円で利用できます。

3. 加盟店申込要件

(1) 申込資格

お申込みいただける事業者の方は、加盟店規約（逗子市電子感謝券）を遵守できる次のアからクの要件をすべて満たす方とします。

ア 逗子市内に本店、支店、工場又は事業所を置く事業者であること。

イ 各種法令、規則、条例等を遵守していること。

ウ 代表者又は従業員その他業務に関連するものが、逗子市暴力団排除条例に規定する暴力団員等反社会的勢力でないこと、又は暴力団等反社会勢力と密接な関係にある者でないこと。

エ 電子ポイントの決済が可能な環境（スマートフォン、タブレット端末、パソコンなどがあり、インターネット通信が可能）を有していること。

オ 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、ふるさと納税サイト運営事業者（逗子市の委託業者）との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

カ 市税の滞納がないこと。

キ (海関連のみ) 逗子海岸での営業年数又は経験若しくは勤続年数が3年以上であること。

ク 電子感謝券のポイント交換対象に総務大臣が発出した「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付け総税市第28号)のふるさと納税の趣旨に反するような返礼品に該当しない商品又はサービス※を設定しない事業者であること。

※ 国が好ましくないとする例

① 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券等)

② 資産性の高いもの(貴金属、宝飾品、自動車等)

③ 価格が高額のもの

(2) 登録事業者からの電子感謝券取引金額の振込に係る手数料は加盟店の負担となります。

(3) 使用機器

電子ポイントの決済に必要なスマートフォン又はタブレット端末及び電子メールの送受信環境は加盟店でご用意していただき、それら機器利用時の通信費用は加盟店の負担となります。

4. 募集期間

随時受け付けています。

ただし、令和元年11月15日(金)までにお申込みいただいた事業者様は、逗子市電子感謝券取扱開始のプレスリリース時に加盟店名を発表します。

5. 開始時期 令和元年12月上旬を予定

6. 応募方法

「申込書」及び「誓約書兼同意書」に必要事項を記入し、逗子市商工会まで郵送又はファクス等により提出ください。

7. 個人情報の保護

加盟店はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、逗子市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。寄附者の個人情報は、自社商品PR用ダイレクトメール発送等、二次利用しないでください。

8. 申込先及び問い合わせ先

逗子市商工会

逗子市沼間1-5-1

(電話) 050-3386-1708 (ファクス) 046-872-2300